

事例1 法人c-①

事例2 法人c-②

法人税編

事例1 法人c-①

a.ほぼ調査にならないと考えられる申告 → 税理士の確認事項を書面に記載

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 a-① ※書面研修資料から

決算日後、申告期限までの間に、仕入と固定資産の購入に関する全ての請求書、納品書、領収書の保存を確認した。ただし、仕入に関しては領収書の発行されない取引があるために、銀行振込明細と請求書の金額を照合した。また、消費税の仕入税額控除の要件を説明し、これらの帳簿・書類を所定の年限保存するように指示した。

⇒税理士の行った行為を限定し、具体的に記載している。

⇒「全ての」という記載は慎重に行う必要がある。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 a-② ※書面研修資料から

本年〇月に、〇〇市において新店舗を開店したことに伴い、〇月より売上高が増加している。これに伴い、売上原価、地代家賃、水道光熱費、人件費も〇％増加している。

⇒数字の増減を示すだけでなく、具体的な根拠を明示する。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 a-③

A社の租税公課に関する総勘定元帳を確認し、交通反則金や延滞税などのペナルティ的な項目は含まれていない事を確認した。社長に口頭でも確認したところ、当期はそのような事項はなかった旨の回答を得た。

⇒別表での加算項目に漏れがないか等も確認済である事を明記

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

b.調査の可能性が低い申告 → a.に加え、特に高額な取引や特殊な取引があれば書面に記載

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 b-①

〇〇社は、売上 700 万円程度と小規模であるが、交際費が 300 万円と他の経費よりも突出して多額となっている。この交際費について、社長による私的な支出ではなく必要経費であると判断した。その理由は、〇〇社は創業 1 年目で社長だけの 1 人会社であり、今後の売上増を見越した営業強化段階で、社長が顧客獲得のために日々奔走する状況であると、社長との定期的な打合せでいつも話を伺っているためである。

なお、交際費の内訳は飲食代が約 250 万円、贈答品が約 50 万円である。飲食代の領収書の裏側には飲食相手と人数を記載するよう、開業当初から指導している。ランダムに数枚の飲食代の領収書を抽出したが、飲食相手に家族等の私的な相手は見受けられなかった。特に支出の多い飲食相手は△△社の社長であり、今後顧客となると大幅な売上増が見込める相手だと、質問により確認した。また、贈答品の中には高級ブランド品やスーツ等私的な支出は含まれていない事を、質問により確認した。念のため、12 月一ヶ月分の贈答品の領収書を閲覧したが、高級ブランド品やスーツ等の私的な領収書は見受けられなかった。

⇒高額な取引は計上根拠を詳細に検討している事をアピール。

⇒調査で指摘されそうな事項は税理士が検討済である事をアピール。

⇒行った手続きの中では問題なかったと、限定的に記載。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 b-② ※書面研修資料から

従来毎月売上があった〇〇商店につき、〇年〇月に 1 年間ほどの闘病の末に店主が亡くなった。後継者も無く廃業し、廃業前 2 ヶ月間の納品に係る売掛金が未回収である。この未回収の売掛金については亡くなった店主の妻から、生活が苦しくとても支払はできないので、免除してほしいとの連絡を得ていると、依頼者から説明を受けている。なお、〇〇商店から回収すべき商品価値のある資産も無く、また預かっていた保証金その他の担保物も無いことを依頼者に聞き取っている。以上により事実上回収不能と判断し、備忘価額を付して貸倒処理した。

⇒「回収不能となっている」と書くだけでなく、根拠を具体的に詳細に記載。

⇒依頼者を通じて相手方への追加的な確認をした事もアピール。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 b-③

不動産売買業を営む 3 月決算の〇〇社は、決算日直前に 1 棟の賃貸物件 A を売却し、3 月 30 日付で売上 2 億円、原価 1 億円を計上している。当物件については、不動産売買契約書・直近の固都税評価証明書・登記簿・仲介手数料請求書のコピーを入手し、契約書に基づいた金額が固都税証明書により土地建物に合理的に按分され、計上されている事を確認した。売上計上時期については、契約書日付、登記簿日付、物件引渡時のサインが全て 3 月付である事から、決算日前の計上が妥当であると判断した。なお、借主に対し家賃振込先の切替通知は 4 月以降に配布しているが、3 月の日割家賃は前持主から後日振り込まれることを、質問および不動産売買契約書の記載により確認している。そのことから、3 月計上は妥当であると判断した。

⇒指摘されそうな期末日前後の売上期ズレは念入りに検討し、その手続を具体的に記載。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

c.まれに調査が入る申告 → a.b.に加え、日常取引の疑義事項/申告時の判断事項や、検討漏れがありそうな事項を書面に記載

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 c-① ※書面研修資料から

本社建物の屋根は陸屋根造りであるが、雨漏りの箇所が特定できず、過去に何度となく応急的に防水工事を行っていたにも関わらず、雨漏りが続いていた。そのため陸屋根の上に鉄骨を組み、屋根で覆った防水工事を応急的に行ったものである。この工事を行わない場合においては結果的に当初予定の建物使用可能期間を短縮させることになるとの施工業者からの説明を受け、かつ他の工法に比べこの屋根を付ける工法が最も安価であるとの勧めに従いこの工事を行ったことを、代表者から聞き取っている。工事前後の写真及びこの工事によって新たに生じた屋根裏の空間の写真を撮って残すように指導しており、写真は依頼者にて保管されている。なおその屋根裏空間には利用価値が無いことも写真により確認した。以上によりその支出額の全額を毀損部分の原状回復費として判断して、全額損金処理した。

⇒現場の事情を詳細に聞き、資料や写真まで確認して判断した旨を記載。

⇒調査で行われそうな手続きを税理士があらかじめ実施できているとアピール。

法人 c-②

〇〇社は当期の決算において、〇千万円の役員死亡退職金を損金計上している。これは平成〇年〇月〇日に逝去した役員 A の死亡退職金であり、平成〇年〇月〇日開催の臨時株主総会の決議に基づくものである。

臨時株主総会議事録を閲覧し、役員死亡退職金の支給額上限について、役員別の最終報酬月額を用いた功績倍率法による事、及びその枠内での支給となっている事を確認した。最終報酬月額については、過去の給与台帳を閲覧し、額面が一致している事を確認した。また、役員別の在位年数も適切に記載されている事を確認した。さらに、功績倍率については、社長時代は〇倍、息子に社長を譲り一線を退いた会長時代は〇倍と、役員別に一般的な同業類似法人と同程度であり、全額損金計上が妥当な水準であると判断した。

さらに、役員退職金規程を閲覧し、上述の功績倍率法による支給額上限の算出が明文化されている事を確認した。

⇒全額損金計上が妥当と判断した根拠を明記し、功績倍率も数字を記載している。

⇒調査で行われそうな手続きを税理士があらかじめ実施できているとアピール。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

d.定期的に必ず調査が入る申告 → a.b.cに加え、以前の調査の指摘事項を書面に記載

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 d-① ※書面研修資料から

〇〇年の税務調査において、事業所前に設置されている清涼飲料水の自動販売機内に残っていた現金が簿外となっているとの指摘を受けたので、その後定期的に自動販売機内の現金を確認して、金銭出納帳に反映させ、決算日の残高も確定していると経理担当者から説明を受けている。

⇒過去の指摘事項は調査官が必ずチェックする部分。毎年記載が望ましい。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 d-② ※書面研修資料から

〇〇年の税務調査において、現金によるスクラップ売却代金の計上漏れが指摘されていた。依頼者は自動車部品の製造を行う会社であり、スクラップ売却代金は、〇〇商店から毎月現金にて領収しており、金銭出納帳に記載されていることを確認した。但し、8 月は稼働日数が少なくスクラップも少なかったので、9 月分を含めて引取してもらい、8,9 月分をまとめて領収しているとの代表者から説明を受けている。このことに伴い、9 月分のスクラップ売却額が他の月の平均の約 1.5 倍となっていることを確認した。

⇒指摘の有無に関わらず、現金を伴う取引はより詳細に検討の必要あり。

→「調査が必要」と記載し、理由を添える

法人 d-③

〇〇年の税務調査において、〇〇に関する補助金 1 百万円の収益計上漏れが指摘された。計上漏れの原因は、銀行口座への補助金入金の仕事について、入力担当者が相手方勘定科目に迷い、ひとまず社長からの短期借入金として記帳したが、決算時に確認を怠りそのまま放置してしまったことによるものであり、調査の際に初めて気づいた事項であった。そのため、社長借入金として入力されているもののうち、〇十万円を超えるものについては個々に、本当に社長からの振込なのかを、社長及び入力担当者への口頭質問により確認した。なお、前回の調査以降、相手方勘定科目に迷う入出金取引は、「???’’ という仮で作成した勘定科目で記帳してもらい、定期的な税理士訪問時に適切な勘定科目に修正する形で、日々の記帳を運用している。

⇒事務処理面での不備による指摘事項は、その後の改善内容も記載。

1/3

相続税編

a.ほぼ調査にならないと考えられる申告 → 税理士の確認事項を書面に記載

相続 a-① ※書面研修資料から
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>被相続人の預金や現金だったものを原資に、被相続人以外の人から名義だけを借りて、預金や保険契約などを作った場合には、これらを相続税の課税対象の財産としなければならない旨を相続人全員が集まった際に口頭で説明したが、誰も心当たりはないとの返事だった。</div> ⇒当然確認する事項を明記しておく。

相続 a-②
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>今回の遺産分割の中で、妻分の相続財産について、二次相続の相談を受けた。将来のことは予想に過ぎないが、二次相続を試算した上での判断が重要との助言をした。また、相続した土地を売却予定なので、所定の期間内に売却すると、相続税の取得費加算の特例を受けることができる事を説明した。また、相続開始前3年以内の、被相続人から相続人に対する贈与については、相続財産に加算する必要がある旨を説明した。さらに、〇〇社が支払う退職金及び弔慰金について、相続税の課税関係等に関する相談を受けたので、その趣旨と相続税の非課税について、また弔慰金については、業務外の死亡であり、その場合の非課税範囲内の金額を説明した。</div> ⇒相談に応じた事項は都度備忘メモを残しておき、書面に転記。⇒『4.相談に応じた事項』の部分も手厚く記載。

相続 a-③
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>検討事項のもれがないかどうかについては、相続税チェックリストを用いて検討を行った。</div> ⇒チェックリスト膨大なので、加工して一部抜粋して利用して良い。⇒「網羅的に確認した」だと全項目チェックが必要なので、「用いた」とする表現。⇒チェックリストは行わなかった手続には当然「No」にチェックをする。

相続 a-④ ※書面研修資料から
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>金融機関関係者からの紹介で当該案件の依頼を受けたので、それ以前の面識はない。相続発生後、間もなく依頼を受け、自宅にうかがい聞き取りを開始し、面談は合計〇回した。最終打ち合わせを〇月〇日に税理士事務所内応接室で行い、あらかじめ作成を依頼していた、遺産分割協議書に基づいて申告書を作成した。</div> ⇒『5.その他』の部分には関与までの経緯や面談の頻度などが記載できる。

相続 a-⑤ ※書面研修資料から
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>預貯金の残高証明書及び、〇〇名義の通帳に関する取引履歴5年分について、確認した。年金受取用の通帳から、生活費や、水道光熱費等の引き出しが行われていたが、通常時は、特に退職金の〇万円を除いては、使途不明な多額の引き出しは行われていなかった。</div> ⇒預金確認できる範囲の中で、行った手続きを記載。

b.調査になる可能性が低い申告 → a.に加え、特に高額な取引や特殊な取引があれば書面に記載
相続 b-① ※書面研修資料から
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>相続開始1週間前に、〇〇銀行から100万円の引出があり、その使途を相続人Aに以下の通り聞き取った。被相続人は相続開始2週間前から〇〇病院に入院していた。同居だった孫B(大学生/相続人ではない)はその際、病室に付き添い、被相続人の世話をしていた。被相続人は亡くなる前日まで意識がはっきりしていたので、病室に持ち込んでいた〇〇銀行の預金通帳とキャッシュカードで〇月〇日に100万円の現金の引出を相続人Aに依頼し、そのお金を、ずっと世話をしてくれた孫Bにお小遣いとして渡してほしいと依頼した。そのお金は、孫Bが普段使用している普通預金口座に入金されたと聞き取っている。孫Bの預金通帳は確認していない。以上により、この100万円の引出金は3年以内贈与加算の対象外と判断した。</div> ⇒相続財産に加えていないものも検討できている旨をアピール。⇒孫へのお小遣いが本当は相続人への贈与だったのではないか、との疑念に対応。

相続 b-②
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>土地評価について、利用状況、間口、隣地との境界等を現地確認した上で、測量図を基に画地調整を行い評価した。不整形地の評価では、想定整形地に十分留意して不整形地補正率を適用して評価した。貸家建付地について、貸店舗の一部が長期間空室となっているので、賃貸割合を考慮して評価した。また貸家集合住宅の家屋評価にあっては、入居状況の相続開始前後を含め十分に検討の上、賃貸割合を算定した。</div> ⇒実際に行った手続きや計算方法を記載。

c. 調査対象に選定される可能性が高い申告 → a.b.に加え、疑義事項/申告時の判断事項や、検討漏れがありそうな事項を書面に記載

相続 c-① ※書面研修資料から
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>相続開始前の3年間、毎年5月に100万円ずつ3回引き出されていることについて、相続人Aに尋ねたところ、〇〇市〇〇町の〇〇寺の改築に係る寄附金であると聞き取った。そこで領収書を確認したいと依頼したところ、相続税申告書作成時点において、相続開始年分の領収書のみが仏壇の引き出しから出てきた。その領収書の記載内容について通帳からの引出日および金額が符合することを確認した。なお、その前年、前々年分の領収書は発見されなかった。しかし前年、前々年においても同じ時期に引出されており、相続人Aの説明も合理的である心証を得たので、引き続き領収書や、寄附金に係る趣意書を探しておくように指導した上で、この引出金合計300万円は費消されたと判断し、相続財産には含めていない。</div> ⇒判断した経緯を明確に記載しておく。調査での二度手間を省くことにも繋がる。

相続 c-②
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>被相続人が主宰する㈱〇〇の取引相場のない株式の評価は、純資産価額方式により、直前期末の貸借対照表を基礎として、土地等の簿価を相続税評価額に置き換えて計算した。また今回の被相続人の死亡より、同法人が、生命保険金を受け取り、これを原資として退職金を支払っていることから、これを資産及び負債に計上した</div> ⇒取引相場のない株式など、検討しておくべき事項は、その内容と判断事項を明示。

消費税編

a.ほぼ調査にならないと考えられる申告 → 税理士の確認事項を書面に記載
消費 a-① ※書面研修資料から
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>消費税の確定申告書に代表者の押印をもらう際には、消費税の税額計算において、仕入税額控除を適用するためには、帳簿・書類の保存そのものが要件となっていることを代表者に説明し、適正に保存するように指示した。</div> ⇒仕入税額控除の適用要件については、「確認した」ではなく「指示した」に留める。

消費 a-②
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>売上高、雑収入、固定資産売却の全ての取引について、課税売上・非課税売上の該当を確かめ、作成された勘定科目別消費税集計表を作成した。課税区分については、仕訳ごとに、課税・非課税・不課税の区分を確認し、決算時に証憑書類等から再度確認を行った。仕入税額控除については個別対応方式を選択し申告している為、個々の取引について請求書、領収書により検討した。</div> ⇒この記載だと全ての証憑を税理士が確認した事になるので、小さい会社向けの記載になる。

b.調査になる可能性が低い申告 → a.に加え、特に高額な取引や特殊な取引があれば書面に記載
消費 b-① ※書面研修資料から
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>会社作成の得意先元帳から、税理士側で売掛金集計表を作成して売掛金残高を集計し決算残高を確認した。また決算整理においては売上請求の締切日から決算日までの売上高について、依頼者作成の売上帳から集計し、これに係る消費税を加算した。</div> ⇒決算整理分の消費税についても適切に処理できている旨を明記。

c. 調査対象に選定される可能性が高い申告 → a.b.に加え、疑義事項/申告時の判断事項や、検討漏れがありそうな事項を書面に記載

消費 c-①
<div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div><div><div></div></div></div></div></div> <div>不動産業を営む〇〇社について、課税売上高については、居住物件の家賃収入や土地の譲渡対価は非課税売上として計上するなど、課税売上・非課税売上の該当を検討した。また、個別対応方式を選択しており、当期の収益物件の購入に関する建物の消費税について、1Fが店舗、2F以上が居住物件であるため、不動産売買契約書及び登記簿に基づき、床面積により按分し、課税売上対応・非課税売上対応を区分して計算を行っている。</div> ⇒不動産の収益物件だと消費税額も大きくなるので、計算根拠を明記

所得税編

a.ほぼ調査にならないと考えられる申告 → 税理士の確認事項を書面に記載

所得 a-① ※書面研修資料から

店舗にはレジが3台あり、レジペーパーの残高と、レジ内にある現金との現金実査を行い、翌日の釣銭 50,000 円を残して、毎晩〇〇銀行××支店の夜間金庫に預けていると代表者から説明を受けている。なお夜間金庫に預けた現金は銀行の翌営業日に、普通預金に入金されるため、金銭出納帳の記載と普通預金の記載が合っていることを確認した。

⇒調査官が気になる日々の現金の取扱いを確認済であるとアピール。

所得 a-②

A 氏の確定申告について、今年 1 月から 12 月までの所得は 1 社からの給与所得のみであり、他からわずかでも給料や報酬などを受領した事はないと、口頭により確認した。また、投資等も行っておらず賃貸不動産などもなく、他の所得項目も該当ない事を、口頭により確認した。

⇒漏れがない事を入念に確認している旨を記載。

所得 a-③

B 氏は従来から、〇〇に関する製造業のコンサルティング業務を行っている。1 月から新規でコンサルティング業務を受託した X 社とは、報酬契約額面が月額 1 百万円となっている。そのため、昨年と比較して売上高が 3 倍に増加している。また X 社は工場が各地方に点在することから、出張旅費も同時に 5 倍に増加している。

⇒主要な取引先の変化や規模拡大などで当然把握すべき内容を記載。

b.調査の可能性が低い申告 → a.に加え、特に高額な取引や特殊な取引があれば書面に記載

所得 b-①

C 氏は個人開業医であり、売上の 80%以上が保険診療報酬である。保険診療の毎月の売上高は、診療報酬点数に基づき算定されている。患者本人の負担金は窓口で受領し、国民健康保険団体連合会(国保)や社会保険診療報酬支払基金(社保)への請求は、概ね診察実施の 2 か月後に振込により入金される。そのため、売掛金残高には 2 ヶ月分の国保/社保の請求額が計上されている。

年間の保険診療報酬 5,000 万円以下であり、特例計算により、保険診療と自由診療の収入金額割合で按分した経費の額に、一定の「調整率」を掛けて求めた金額を自由診療に関する経費として、概算経費で所得を算出している(措置法第 26 条)。措置法第 26 条の計算に用いた『自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額』などの記載項目の数値について、別途作成された明細を閲覧し、内容がその項目に該当している事を C 氏に質問により確認した。

⇒業種独自の商慣習などがあれば記載。

⇒措置法などの特例適用の場合も、その根拠を確認できている事を明示。

c.調査が入る可能性が高そうな申告 → a.b.に加え、日常取引の疑義事項/申告時の判断事項や、

検討漏れがありそうな事項を書面に記載

所得 c-①

Y 社の役員である〇氏は、昨年までの所得は Y 社からの役員報酬による給与所得のみであったが、今回の申告では、同業他社である Z 社に対する顧問料(年間合計で額面 500 万円)を雑所得 300 万円として記載している。この顧問料は、Z 社の各支店へ赴き助言する業務であり、業務発生の都度、振込がなされている。翌年以降も業務が発生するかは不明との、口頭での回答を得た。独立・継続・反復して行われる仕事とは言い切れないため、雑所得区分が妥当と判断した。また、当該顧問料の必要経費を 100 万円計上しているが、これは Z 社各支店への出張旅費、Z 社社員への贈答・飲食代、および助言業務に用いる PC 機器購入等によるものである。

⇒金額の大きな雑所得とその必要経費についても、内容を把握し検討済であるとアピール。

所得 c-②

〇氏の今回の申告では、医療費控除の金額が 200 万円となっている。昨年までは医療費控除はゼロであったが、〇月に〇氏の妻に癌が発覚し、入院代や抗がん剤治療費などが発生したためである。なお医療費の集計は別紙の通り、〇氏自身が手書きで病院別に日付順で明細を作成し集計している。1 万円を超える医療費の記載については、領収書原本と照合し、医療費控除の対象となる部分のみが計上されていると判断した。また、がん保険金 100 万円を受領しているが、入金通知書と照合し、医療費から適切に控除されている事を確認した。なお、口頭により、他に保険金の受領はないとの回答を得た。

⇒医療費控除の金額が大きくても、原本と適切に照合済であるとアピール。

d.定期的に調査が入る申告 → a.b.cに加え、以前の調査の指摘事項を書面に記載

所得 d-①

個人でエステサロンを開業している〇氏は、以前の税務調査で、収入の一部を売上から除外して申告していたとの指摘があった。その原因は、売上の全てが現金収入であり、事業資金と私的な資金の混同にあった。カウンターの受付ノートや顧客台帳と照合して、売上が明らかに少ないと判明していた。

前回の調査以降は、受付ノートと日々の売上を照合すること、及び、受付ノートの記載漏れを防止するために接客日時を記載するなど、改善策を提案し、運用されている。今回の申告においては、サンプルとして、10 月の日々の売上高と受付ノートを照合し、売上金額が適切に転記されている事を確認した。また、10 月の受付ノートを閲覧し、改ざん等の痕跡は見受けられないとの心証を得た。

⇒以前の調査の指摘事項に対し、可能な限り改善対応している旨を記載。

源泉所得税編

a.ほぼ調査にならないと考えられる申告 → 税理士の確認事項を書面に記載

源泉所得 a-①

〇社の従業員の給与については、毎月 20 日ㄸで月末払いとなっており、賞与については 6 月 10 日と 12 月 10 日付けでの年 2 回の支給となっている。甲欄で源泉徴収を行っている従業員については、平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を当初から提出を受けた上で、甲欄源泉にて給与計算されていること、及び提出を受けていない従業員は乙欄源泉にて算定されている事を、口頭により確認した。念のため、5 月末時点で、それまでの甲欄源泉者について、全員分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」が揃っている事を、資料の閲覧により、期中に確かめた。

また、年末調整金額は 12 月給与において還付/追加がなされているが、年末調整終了時点で、甲欄源泉者の平成 30 年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」が全て揃っている事、及び、1 月以降の甲欄源泉者についての平成 31 年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」が全て揃っている事を、資料の閲覧により確かめている。

⇒最近の調査では源泉徴収関係の書類を見られる事が増えているイメージです。

b.調査の可能性が低い申告 → a.に加え、特に高額な取引や特殊な取引があれば書面に記載

源泉所得 b-①

〇社は、製造業の工場に外国人労働者を派遣する事業を行っており、従業員の大半は、技能実習生の在留資格を取得した外国人居住者で、国外に在住する親族を扶養している。

甲欄での源泉徴収を行う際には、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出に加えて、国外居住親族に係る「親族関係書類」を適時受領し、給与計算事務担当者が内容を検討し扶養の判断をしている事を、口頭により確かめた。

年末調整時においては、扶養控除等の対象者については『生計を一にする事実』欄に記載のある「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出に加えて、国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出を受けている事を、年末調整計算時の書類の閲覧により確かめた。

なお、年末調整計算は税理士が行っており、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の内容を検討した上で、控除対象者となる条件を適切に満たしていると判断した場合にのみ、扶養控除等の対象としている。

⇒最近増えている国外居住親族の扶養控除等について適用の経緯を記載。

⇒後日税務署から「扶養控除等の見直しについて」などの通知書が届いても、事前に検討済のため作業が効率的になる。